

戦争に協力しない

無防備・平和都市条例を!

署名にご協力を! 平和と文化のまち・京都をつくろう

10/29(土)~
11/28(月)
署名期間

協力者募集! 詳細は裏面



請求代表者
澤野義一(無防備地域宣言をめざす京都市民の会代表) 阿南孝也(カトリック正義と平和京都協議会)
服部 待(守ろう憲法と平和きょうとネット代表幹事) 佐藤 大(アジェンダ・プロジェクト)
石田哲夫(無防備地域宣言をめざす京都市民の会事務局長)

【私たちは呼びかけます】

阿部ひろ江(シンガーソングライター、ギャラリー、エイコンズビレッジ経営)、新居万太、岩佐英夫(弁護士)、宇山進(日本基督教団牧師)、江田元一(江田鍼灸治療院)、大久保史郎(立命館大学法科大学院教授)、折田泰宏(京都弁護士会)、川島実穂(ユースピースアクション☆京都)、河原よしみ(RAFIQ・在目難民との共生ネットワーク)、木戸衛一(大阪大学助教授)、キム・ファン(童話作家)、工藤美彌子(東西本願寺を結ぶ非戦平和共同行動)、小林聡(日本聖公会司祭)、佐藤和利(MDS京都)、佐藤恵(カトリック正義と平和京都協議会)、島本須美子、末川清(立命館大学名誉教授)、杉谷伸夫(イラク国際戦犯民衆法廷・京都の会)、鈴江俊郎(劇作家)、須田稔(国際人権活動日本委員会代表委員/非核の政府を求める京都の会常任世話人/憲法9条・メッセージ・プロジェクト事務局長/立命館大学名誉教授)、谷本千里(カトリック信者)、唄中みどり、田末利治、植田劬(使い捨て時代を考える会代表)、出口治男(弁護士)、戸塚悦朗(龍谷大学教授)、西野猛生(カトリック京都教区司祭)、西村ゆり(光の音符代表)、野坂昭生(闘う国労闘争団を支援する京都の会会長)、朴鎮文(アジア文化センター)、橋本瑠璃子(カトリック正義と平和京都協議会)、畑中和夫(立命館大学名誉教授/弁護士)、菱木正晴(同朋大学教員)、府上征三(洛陽教会牧師)、藤井悦子(アジェンダ・プロジェクト)、本庄豊(京都歴史教育者協議会事務局長)、村上聖子、山内敏弘(龍谷大学教授)、山本吉助(敬称略)



黒田征太郎 画

私たちは一切の戦争に協力しません

日本国憲法は、軍隊を持たず、戦争をしないことを世界に約束してきました。でも今、イラクへ自衛隊が派兵され、戦争協力のための法律が作られています。いったいどうなるんだろうという不安はありませんか?

「無防備地域宣言」は、京都市が「一切の戦争に協力しないこと」を世界に宣言するものです。戦争に協力せず、住民の命と文化を守ることを最優先にした、まちづくりをおこなうことによって、国際条約により保護を受けるのです。

「京都市無防備・平和都市条例」の制定を求める直接請求署名を集めています。11月28日までに7万筆の目標です。ぜひご協力下さい。

7万人の署名実現へ!
市民のご協力

10/29(土) ひとまち交流館(河原町正面東側)
「改憲の動きの現状と無防備地域宣言運動の意義」 岩佐英夫 弁護士

11/5(土) キャンパスプラザ京都(京都駅前中央郵便局西)
「改憲策動の本質を読み解く」 大阪市立大学教授 中村健吾

毎週土曜日
午後6時半~

11/12(土) こども未来館(烏丸丸太町南東5分)
「無防備地域宣言・文化財保護条約ー2つの国際条約で守ろう京都の平和」
無防備地域宣言運動全国ネットワーク

11/19(土) ひとまち交流館(河原町正面東側)
「無防備地域運動で共生・平和のまちづくりを」(予定) 市民運動の立場から

11/26(土) キャンパスプラザ京都(京都駅前中央郵便局西)
「基地の島、沖縄で広がる無防備地域宣言運動」(予定)
無防備地域宣言・沖縄ネットワーク

※署名運動の交流の他講演会や全国各地の無防備条例運動との交流も企画中!

無防備地域宣言をめざす京都市民の会

〒601-8048 京都市南区東九条中殿田町19番地
TEL: 075-693-4166 FAX: 075-693-4167 携帯: 070-5658-4408
URL http://www.geocities.jp/muboubi_kyto/ E-mail: muboubi_kyto@yahoo.co.jp

平和のために、今できることを

Q：無防備地域って何？

一言で言えば、非戦の地域、戦争非協力の地域をつくる取り組みです。万一戦争が起こっても民間人・市民を最優先に保護する決まりが、ジュネーブ条約追加第一議定書59条に「無防備地域宣言」として定められています。議定書は自治体など「適当な当局」が、戦闘員や兵器の撤去・軍事施設を敵対的に使用しない等を条件に「無防備地域宣言」を行った場合、「紛争当事国が無防備地域を攻撃することは手段のいかに問わず禁止する」としています。

Q：直接請求って何？

条例を市民が提案できる制度です。地方自治法によって定められた市民の権利で、条例制定を京都市に求めることができます。署名期間は1ヶ月間で、有権者の50分の1以上の署名を集めて請求すると、市長は意見を付して議会にはかり、採択されれば条例は実現します。

Q：条例で京都の文化財は守れるの？

「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」は、文化的財産の特別な保護を義務付けていますが、日本は条約に参加していません。無防備地域宣言を行い、この条約に加入することで、京都の文化財を二重に保護することを、日本政府に対して求めています。

署名協力者を募っています。ご連絡ください！

FAX:075-693-4167

お手伝いいただけることに○をつけてください。

- 署名を集めます カンパします
 ボランティアとして手伝います

お名前			
ご住所			
TEL・eメール		FAX	

カンパ振替口座：郵便振替 00960-9-135249

加入者名：無防備地域宣言をめざす京都市民の会

※個人情報の保護に関する法律に基づき、お寄せいただいた個人情報は厳重に保管し、他の目的に使われることはありません。また、ご本人の同意無く第三者への提供は一切しません。

京都市無防備・平和都市条例（案）一部要旨紹介

第1条（目的）

この条例は、日本国憲法の平和主義の理念、ジュネーブ条約等の国際人道法、国際法、京都市会の「非核・平和都市宣言」に基づくものであり、無防備地域宣言を行うことにより、住民の生活と安全、文化を守ることをめざす。

第3条（市民の平和的生存権）

京都市に居住するすべての人が、平和のうちに生存する権利を有する。戦時のみならず平時からその意に反して軍事活動を目的とした権利の制約や財産の侵害、自然および文化環境の破壊を受けることはない。

第6条（無防備地域の確保のための措置）

市長は、平時においても、第2条に定義する無防備地域の要件を満たす適切な措置を取ることを日本政府に求める。

第7条（文化財の保護）

市長は、世界遺産をはじめとする京都市内の文化財を、戦争によって破壊される事を防止するために、文化的財産の強化保護を国に求めるとともに、有形無形の京都の文化の保護を通じて平和なまちづくりに寄与する。

無防備地域宣言の取り組み いま全国に広がっています

